

No.	質問	回答
1	新規投資額の下限値はいくらなのか。	30億円です。
2	生産能力の下限値はいくらなのか。	事業適応計画終了年度におけるグリーンケミカルの生産能力が3万トン以上である必要があります。 事業適応計画の申請にあたっては、事業適応計画終了年度時点でグリーンケミカルの生産能力が3万トン以上となるように各種要件を充足のうえご対応ください。
3	事業適応期間中に達成すべき付加価値率の下限値はいくらなのか。	事業適応計画終了年度における付加価値率が5%を上回る必要があります。
4	「安定的な生産活動が行われるための取組の方針」には、どのような事項を記載するべきか。	グリーンケミカルの生産にあたって必要となる原料の種類・調達量・調達先、グリーンケミカル（から生産される誘導品等も含みます。）の販売量・販売先、原料の調達先・グリーンケミカル（から生産される誘導品等も含みます。）の販売先の選定理由など、グリーンケミカル（から生産される誘導品等も含みます。）が安定的に生産及び販売がされる見通しを記載してください。 なお、原料の調達先・グリーンケミカル（から生産される誘導品等も含みます。）の販売先の選定に当たっては、脱炭素・低炭素価値の訴求を通じて、国内サプライチェーンの強靭化につながること、グリーンケミカル（から生産される誘導品等も含みます。）の市場創出に取り組んでいる販売先を選定することなども合わせて示すことが望ましいです。
5	「生産、使用及び廃棄をする段階における二酸化炭素排出量の削減量」及び当該削減量の更なる拡大に向けた取組の方針には、どのような事項を記載するべきか。	従来の化石燃料を原料とした製造プロセスに比して、グリーンケミカルの原材料調達から廃棄までのライフサイクル全体を通じた二酸化炭素排出削減率が50%以上であることを確認のうえ、当該内容を事業適応計画の認定申請書に事業年度毎に記載してください。 また、合わせて、排出削減の目標達成に向けて、今後の具体的な取組実施の予定など、方針を示しください。
6	課税の特例の確認申請における経済波及効果の指標について、二酸化炭素の排出削減に関する指標はどのように報告すれば良いのか。	当該事業年度の二酸化炭素排出削減比率（従来の化石燃料を原料とした製造プロセスに比した、グリーンケミカルの原材料調達から廃棄までのライフサイクル全体を通じた二酸化炭素排出削減率）を記載いただくとともに、その根拠資料を提出してください。また、当該事業年度の実績が目標を下回った場合には、その目標数値の達成に向けた翌事業年度以後の取組に関する方針を示してください。翌事業年度において、示された方針に基づき取組が履行されているかを改めて確認します。
7	課税の特例の確認申請における「生産活動の安定化に向けた取組の方針」では、何を報告すれば良いのか。	事業適応計画の認定申請で提出した安定化に向けた取組の実施状況を報告してください。実際に生産・販売したグリーンケミカル（から生産される誘導品等も含みます。）の販売量・販売先を確認できる資料も合わせて提出してください。
8	課税の特例の確認申請における「産業競争力基盤強化商品の生産、使用及び廃棄する段階における二酸化炭素排出量の排出削減に向けた取組」では、何を報告すれば良いのか。	No. 6の回答に記載の通りです。
9	その他の報告すべき事項では何を報告すれば良いのか。	二酸化炭素排出削減に向けた取組と生産活動の安定化に向けた取組みの他、当該事業年度における事業所の付加価値額及び付加価値率の実績値を記載するとともに、その根拠資料を提出してください。
10	グリーンケミカルの製造過程で、非化石燃料由來の原料と化石燃料由來の原料が混じり、グリーンケミカルを生産・販売しようする場合、販売数量はどのように申請すれば良いか。	グリーンケミカルの製造課程で、非化石燃料由來の原料と化石燃料由來の原料が混同した場合には、第三者認証を受けたマスバランス方式の活用が可能です。この場合においては、マスバランス方式の内容と、第三者認証取得の証拠をお示しください。 その上で、当該マスバランス方式を活用して生産・販売されたグリーンケミカル（誘導品を生産・販売した場合には、当該誘導品に含まれるグリーンケミカル相当量）の量等を申請ください。